

発議第 2 号

松伏町議会委員会条例の一部を改正する条例

松伏町議会委員会条例（昭和63年松伏町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課、企画財政課」を「政策総務課、行財政課、地域安全課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

提出者	松伏町議会議員	佐藤	永子
賛成者	松伏町議会議員	川上	力
賛成者	松伏町議会議員	長谷川	真也
賛成者	松伏町議会議員	福井	和義
賛成者	松伏町議会議員	吉田	俊一
賛成者	松伏町議会議員	鈴木	勉

提 案 理 由

松伏町課設置条例の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。